

静岡県告示第683号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年8月20日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
川根寸又峡線	榛原郡川根本町奥泉字川ボケ91番の2地内	令和3年8月21日